

## **[事案 2022-162] 年金割増支払請求**

・令和5年2月14日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険証券に記載された年金年額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成4年7月に契約した年金支払特約付養老保険について、以下等の理由により、保険証券に記載された年金年額と実際の年金年額の差額を支払ってほしい。

- (1) 保険証券の文言から、保険証券に記載された年金年額は保証されると思っていた。
- (2) 保険会社に年金年額を問い合わせたところ、契約内容を変更しない限り、金額は保証されると回答があった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険証券には、年金年額は基礎利率等の変更により変動する旨が記載されており、記載された年金年額は保証されたものではない。
- (2) 当社の社員が、申立人が主張するような説明をした事実はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険証券に記載された年金年額の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。